

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十五日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十七号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

期間の区分	職員の区分		2項職員	3項職員	4項職員
	1種	2種			
1年未満	円 369,500	円 309,200	円 51,100	円 30,000	円 50,000
1年以上2年未満	369,500	309,200	51,100	30,000	50,000
2年以上3年未満	369,500	309,200	51,100	30,000	50,000
3年以上4年未満	369,500	309,200	51,100	30,000	50,000
4年以上5年未満	369,500	309,200	51,100	30,000	50,000
5年以上6年未満	369,500	309,200	51,100	30,000	50,000
6年以上7年未満	369,500	309,200	49,300	30,000	50,000
7年以上8年未満	369,500	309,200	47,500	30,000	50,000
8年以上9年未満	369,500	309,200	45,700	30,000	50,000
9年以上10年未満	369,500	309,200	43,900	30,000	50,000
10年以上11年未満	369,500	309,200	42,100	25,000	
11年以上12年未満	369,500	309,200	40,300	20,000	
12年以上13年未満	369,500	309,200	38,500	15,000	
13年以上14年未満	369,500	309,200	36,700	10,000	
14年以上15年未満	369,500	309,200	35,300	5,000	
15年以上16年未満	369,500	309,200	33,900		
16年以上17年未満	365,500	305,900	32,500		
17年以上18年未満	361,500	302,600	31,100		
18年以上19年未満	357,500	299,300	29,700		
19年以上20年未満	353,500	296,000	28,300		
20年以上21年未満	349,500	292,700	26,900		
21年以上22年未満	333,800	279,700	26,300		
22年以上23年未満	316,600	265,700	25,700		
23年以上24年未満	299,900	252,200	24,700		
24年以上25年未満	283,000	238,300	24,100		
25年以上26年未満	266,100	224,600	23,500		

26年以上27年未満	245,300	207,000	22,900		
27年以上28年未満	224,900	189,900	22,300		
28年以上29年未満	204,500	172,600	21,500		
29年以上30年未満	183,700	155,000	21,200		
30年以上31年未満	161,800	137,000	20,800		
31年以上32年未満	139,900	118,700	20,200		
32年以上33年未満	118,200	100,800	19,300		
33年以上34年未満	88,200	76,200	18,400		
34年以上35年未満	58,400	51,900	17,700		

備考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員を、「4項職員」とは同条第4項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員をいう。

別表第二 (第七条の二関係)

期間の区分	職員の区分	
	2項職員	4項職員
1年未満	円 35,800	円 35,000
1年以上2年未満	35,800	35,000
2年以上3年未満	35,800	35,000
3年以上4年未満	35,800	35,000
4年以上5年未満	35,800	35,000
5年以上6年未満	35,800	35,000
6年以上7年未満	34,500	35,000
7年以上8年未満	33,300	35,000
8年以上9年未満	32,000	35,000
9年以上10年未満	30,700	35,000
10年以上11年未満	29,500	
11年以上12年未満	28,200	
12年以上13年未満	27,000	
13年以上14年未満	25,700	
14年以上15年未満	24,700	
15年以上16年未満	23,700	
16年以上17年未満	22,800	
17年以上18年未満	21,800	
18年以上19年未満	20,800	
19年以上20年未満	19,800	

20年以上21年未満	18,800	
21年以上22年未満	18,400	
22年以上23年未満	18,000	
23年以上24年未満	17,300	
24年以上25年未満	16,900	
25年以上26年未満	16,500	
26年以上27年未満	16,000	
27年以上28年未満	15,600	
28年以上29年未満	15,100	
29年以上30年未満	14,800	
30年以上31年未満	14,600	
31年以上32年未満	14,100	
32年以上33年未満	13,500	
33年以上34年未満	12,900	
34年以上35年未満	12,400	

備考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号（第3号を除く。）の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「4項職員」とは同条第4項の職を占める職員をいう。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。